

# 議 事 録

## 1 日時

令和元年6月6日(木)

午後1時30分～午後2時10分

## 2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

## 3 出席者

### 【教育長及び委員】

教育長 原 一起

委員 藤本 禎男

委員 森崎 陽子

委員 波床 昌則

委員 打田 雅子

### 【事務局職員】

教育局長 津守 和宏

学校教育部長 中北 晴美

教育政策課副課長 上中 英人

生涯学習課長 加藤 裕晃

教職員課長 梅野 作治

保健給食管理課長 中 住弘

市民図書館長 明渡 秀則

教職員課専門教育監 西谷 宣昭

生活保健課副課長 吉村 真人

教育政策課総務政策班長 楠本 佳章

教育学習部長 坂下 雅朗

教育政策課長 中村 保

教育施設課副課長 和中 潤一

学校教育課長 東 康修

教育研究所長 岡本 友尊

青少年課長 中村 浩二

教職員課副課長 竹内 伸之

教職員課専門教育監補 和田 伊久子

生活保健課環境保健班長 木野 善夫

教育政策課事務主任 若林 拓也

## 4 開会宣示

原教育長が、開会を宣示。

## 5 議事録

5月教育委員会定例会及び臨時会の議事録を承認。

## 6 署名委員指名

署名委員に波床委員を指名。

## 7 報告及び議案

### 原教育長

本日は、報告が2件、議案が2議案となっています。報告第6号、報告第7号及び議案第11号については、会議規則第5条第1号、第3号及び第6号に当たるもので、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

### 委員一同

異議なし。

### 原教育長

異議なしと認め、報告第6号、報告第7号及び議案第11号については、秘密会とします。

### 議案第10号 旅館業法に基づく意見について

#### 原教育長

それでは、まず初めに、議案第10号「旅館業法に基づく意見について」説明をお願いします。

#### 中村教育政策課長

議案第10号「旅館業法に基づく意見について」、説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

市長から教育委員会へ意見を求められた依頼文です。申請者はドリームフォワード合同会社です。施設名称はWAKAYAMA HOUSE No.10です。

今回、対象となる学校は、和歌山市立加太中学校及び加太小学校です。

資料2ページから3ページをご覧ください。

旅館業法を抜粋しております。根拠となる部分に下線を引いていますのでご覧ください。

旅館業法第3条第4項では、『市長は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によって前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意見を求めなければならない。』となっております。

今回の場合、加太中学校及び加太小学校の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内に旅館業の許可を与えるにあたり、「この施設の設置によって、加太中学校及び加太小学校の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうか」について、市長から教育委員会の意見を求められているということになります。

資料4ページは旅館業の申請地です。円は100メートルの区域を示しています。

資料5ページは当該施設の間取り図、6ページは外観の写真です。

当該施設については、申請者が購入した空き住宅の当該施設を改修し旅館業の簡易宿所としての営業許可を取得するものです。1階に定員が3名と6名の2客室、2階に定員が2名の1客室と1私室を有し、総定員数は11名となっています。既に保健所生活保健課の担当職員が令和元年5月27日に現地調査の上、相違ないことを確認しています。

なお、簡易宿所営業とは、旅館業法第2条で「宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」と定義されています。説明については、以上です。

**原教育長**

ただいまの議案について、何か質問はございませんか。

**波床委員**

この簡易宿所の利用対象として想定されているのは、外国の方ということになりますか。

**木野生活保健課環境保健班長**

日本人と外国人を想定していると聞いております。

**波床委員**

5ページの資料によると、外国の方でも分かるように、こういう表現を取ってあるだけですよ、当然ね。

**木野生活保健課環境保健班長**

はい。

**波床委員**

それで、外国の方がおいでになったときに、比較的安い宿泊料金で、和歌山の観光をしたり、あるいは、飲食、おいしい物を食べたり、そんなことを予定されているんでしょうかね、想定として。

**木野生活保健課環境保健班長**

多分そうだと思います。

**波床委員**

子供たちの学校に近いわけで、比較的低料金だからといって、環境を害するような、そのような外国の方がおいでになって、子供たちがいる意味で、気味悪がるというか、そんなことはあまり懸念しなくてもよろしいですかね。

**木野生活保健課環境保健班長**

それは懸念しなくてもいいと思います。滞在中には、ここの施設スタッフが常駐していますので、そういうことはないと思います。

**藤本委員**

人数を見させていただきますと、A室が定員6名、B室が定員3名、C室が定員2名ということで、合計が11名となるわけなんで、そうしたら、旅館の法律とかそういうことで、10名以上であれば、管理者が必ず在駐していなくてはならないという形になっていると聞いたことがあるんですけども、その点では必ず24時間、そこに居ていただけるのかどうかお聞きしたいんですけども。

**木野生活保健課環境保健班長**

旅館業法にはそういう規定はございません。

**藤本委員**

私のテレビでの学習だったので申し訳なかったんですけども、京都市の条例にあるわけなん

ですね、和歌山市ではないということで。

**木野生活保健課環境保健班長**

委員のおっしゃるとおりだと思います。

**森崎委員**

スタッフは何名で経営されるのでしょうか。

**木野生活保健課環境保健班長**

1名を想定しているそうです。

**森崎委員**

スタッフは1名。

**木野生活保健課環境保健班長**

はい。

**森崎委員**

経営者の代表者が1名と。

**木野生活保健課環境保健班長**

スタッフが1名です。

**原教育長**

図面で100メートルの円の中には、加太中しか入ってないように見えるが、敷地内に少しでもかかっていたら、対象ということか。

**木野生活保健課環境保健班長**

はい、そういうことです。

**原教育長**

加太小の敷地にもかかっているということか。

**木野生活保健課環境保健班長**

はい。

**原教育長**

他にございませんか、よろしいですか。

**委員一同**

はい。

**原教育長**

それでは、ただいまの議案第10号について採決を行います。

意見は特になしとして承認してよろしいでしょうか。

**委員一同**

はい。

**原教育長**

それでは、意見は特になしとして承認します。

それでは、生活保健課職員の方は退室願います。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

## 8 その他

### 中村教育政策課長

次回の教育委員会定例会の日程について、報告をさせていただきます。次回の教育委員会定例会は令和元年7月26日（金）午後1時30分から教育委員室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 原教育長

他に何かございませんか。ないようですので、これより秘密会に入ります。  
傍聴人の方は退室願います。

## 9 非公開事案

—以下『』部分については非公開とする—

**報告第6号** 和歌山市立幼稚園教員採用選考検査について

『非公開』

**議案第11号** 令和元年度6月補正予算要求見積書（案）について

『非公開』

**報告第7号** 人事案件について

『非公開』